

周南市中小企業等省エネ設備更新促進補助金

よくある質問（Q & A）

※本Q & Aは、予告なく追記、変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

目次

【1. 補助金の対象】

- Q1-1：どのような事業者が対象となるか。
- Q1-2：今後、周南市内で開業を予定しているが、申請は可能か。
- Q1-3：「周南市内に事業所を有する者」とは。
- Q1-4：住居は事業所に含まれるか。
- Q1-5：本店は周南市外だが、事業所が周南市内にある。当該事業所において補助対象事業を実施したが、対象となるか。
- Q1-6：周南市内に住所及び事業所を有する中小企業が、周南市外にある別の事業所に設置する目的で補助対象設備を導入する場合、対象となるか。
- Q1-7：周南市内に新たに工場を新設しようとしており、補助対象設備を導入する予定だが、対象となるか。
- Q1-8：不動産業を営んでいる中小企業者が、周南市内に所有する賃貸用物件（マンション・アパート等）に補助対象設備を導入する場合、対象となるか。
- Q1-9：補助対象者が、第3者から賃借している事業所に補助対象設備を導入する場合、対象となるか。

【2. 対象設備について】

- Q2-1：どのような設備が対象となるか。
- Q2-2：対象設備かどうかの確認はどのようにすればよいか。
- Q2-3：中古品やリース品は対象となるか。
- Q2-4：LED照明からLED照明に更新する場合も対象となるか。
- Q2-5：LED照明について、電球の交換だけでも補助対象となるか。
- Q2-6：壊れている既存設備を更新したいが、対象となるか。
- Q2-7：複数の設備の更新は対象になるか。（例：エアコン1台と冷蔵設備1台を更新する等）
- Q2-8：補助対象経費、対象外経費はどのようなものがあるか。
- Q2-9：付属設備は補助対象経費に含まれるか。
- Q2-10：設置工事に必要な足場の費用や安全対策費等は補助対象経費に含まれるか。

- Q2-11：補助対象設備の更新に伴い、床面や壁面のクロス等を修復する経費は補助対象経費に含まれるか。
- Q2-12：既に工事業者等へ発注（契約）している場合も対象となるか。
- Q2-13：なぜ、交付決定後でなければ契約や発注等を行ってはならないのか。

【3. 申請について】

- Q3-1：1事業者当たりの申請回数に上限はあるか。
- Q3-2：周南市内に複数の事業所を有している中小企業だが、事業所ごとの申請は可能か。
- Q3-3：購入のタイミングが異なる複数の補助対象設備を購入する予定だが、設備ごとに分けて申請をしたほうがよいか。
- Q3-4：申請は先着順か。
- Q3-5：予算がなくなり、申請受付期間内に受付を終了する可能性はあるか。
- Q3-6：補助金を申請するための各種提出書類はどこで入手できるか。
- Q3-7：申請内容に不備書類や不足書類があった場合はどうなるか。
- Q3-8：交付申請書等の申請者欄は本社の所在地を記載すればよいか。それとも補助対象事業を実施する事業所の所在地を記載すればよいか。
- Q3-9：値引きがある場合は、どのように申請額を計算すればよいか。
- Q3-10：提出書類にある、「更新設備が要件を満たしていることがわかる資料」とは。
- Q3-11：事業を開始して間もないため、確定申告書類がない場合はどうすればよいか。
- Q3-12：現地調査を行うことはあるか。
- Q3-13：補助対象事業はいつまでに完了する必要があるか。
- Q3-14：業者への支払はいつまでか。
- Q3-15：補助金の受け取り時期はいつか。
- Q3-16：交付決定後に補助対象設備に変更が生じても問題ないか。
- Q3-17：交付決定後、追加で別の補助対象設備も更新することにしたが、変更承認申請により増額することは可能か。
- Q3-18：交付決定後に補助事業の廃止をした場合、ペナルティはあるか。
- Q3-19：更新設備の見積書及び領収書の宛名は屋号でもよいか。《R6.4.22 追加》
- Q3-20：事業所平面図はどの程度のものがよいか。《R6.4.22 追加》
- Q3-21：更新前設備の写真の撮り方に指定はあるか。《R6.4.22 追加》
- Q3-22：法人登記簿謄本はいつまでに発行されたものを添付する必要があるか。《R6.4.22 追加》

【4. その他】

- Q4-1：補助金は課税対象となるか。
- Q4-2：書類の記入内容に誤りがあった場合、どのように訂正すればよいか。

周南市中小企業等省エネ設備更新促進補助金
よくある質問（Q&A）

【1. 補助金の対象】

Q1-1：どのような事業者が対象となるか。

申請要領の「2. 補助対象者」をご参照ください。

Q1-2：今後、周南市内で開業を予定しているが、申請は可能か。

令和6年4月1日時点で開業していることが必要であるため、対象外となります。

Q1-3：「周南市内に事業所を有する者」とは。

店舗・工場・事務所・支店等が周南市内に所在していることをいいます。

Q1-4：住居は事業所に含まれるか。

含まれません。

ただし、住居と店舗・事業所を兼ねる場合は、居住部分と事業所部分が明確に区別されている場合に限り、対象となります。その際は、導入場所が事業所部分であることが分かるように、写真や図面で分かりやすく示していただく必要があります。

ただし、明確に区分された事業所部分に導入する設備であっても、住居と共用する設備は対象外となります。

Q1-5：本店は周南市外だが、事業所が周南市内にある。当該事業所において補助対象事業を実施したいが、対象となるか。

周南市内の事業所において補助対象事業を実施するのであれば、本店の所在地にかかわらず対象となります。

Q1-6：周南市内に住所及び事業所を有する中小企業が、周南市外にある別の事業所に設置する目的で補助対象設備を導入する場合、対象となるか。

導入する設備は「周南市内の事業所に設置され、かつ、補助対象者の事業の用に供される」ものである必要があるため、対象外となります。

Q1-7：周南市内に新たに工場を新設しようとしており、補助対象設備を導入する予定だが、対象となるか。

対象外となります。既存の工場で事業の用に供している設備を、当該工場内で更新する場合のみ対象となります。

Q1-8：不動産業を営んでいる中小企業者が、周南市内に所有する賃貸用物件（マンション・アパート等）に補助対象設備を導入する場合、対象となるか。

対象外となります。補助対象者自らが使用する事業所内の設備を更新する場合のみ対象となります。

Q1-9：補助対象者が、第三者から賃借している事業所に補助対象設備を導入する場合、対象となるか。

物件所有者の承諾が得られている場合に限り、賃借物件でも対象となります。

【2. 対象設備について】

Q2-1：どのような設備が対象となるか。

申請要領の「5. 補助対象経費及び対象設備」をご参照ください。

Q2-2：対象設備かどうかの確認はどのようにすればよいか。

申請要領の「5. 補助対象経費及び対象設備」をご参照ください。

Q2-3：中古品やリース品は対象となるか。

対象外となります。

Q2-4：LED照明からLED照明に更新する場合も対象となるか。

対象外となります。

Q2-5：LED照明について、電球の交換だけでも補助対象となるか。

電球のみの交換は対象外となります。照明設備そのものの入れ替え及び入れ替えに伴う安定器の撤去やバイパス工事が対象となります。

Q2-6：壊れている既存設備を更新したいが、対象となるか。

現在、事業の用に供している設備の更新が対象となるため、壊れており使用できない設備の更新は対象外となります。

Q2-7：複数の設備の更新は対象になるか。(例：エアコン1台と冷蔵設備1台を更新する等)

複数の設備の申請でも対象となります。なお、更新設備の数によらず、補助金の額は1事業者につき上限40万円（1回限りの申請）となります。

Q2-8：補助対象経費、対象外経費はどのようなものがあるか。

補助対象経費は、省エネルギー設備への更新にかかる費用で、具体的には本体費用、据付工事、配線・配管工事、運搬費、撤去処分費等が対象となります。

メンテナンス費、保証料、保守契約費用、内訳が不明瞭な経費、自社施工の工事費用、事業の用に供さない設備の費用、租税公課（消費税等）、振込手数料などは対象外となります。

Q2-9：付属設備は補助対象経費に含まれるか。

原則、設備本体が補助対象となります。本体に含まれる範囲については、別表1のとおりです。

Q2-10：設置工事に必要な足場の費用や安全対策費等は補助対象経費に含まれるか。

法令（労働安全衛生規則等）により、工事の際に設置が義務付けられている経費（仮設足場や安全対策費等）は、補助対象経費に含まれます。

Q2-11：補助対象設備の更新に伴い、床面や壁面のクロス等を修復する経費は補助対象経費に含まれるか。

補助対象設備の更新に伴う工事等により、やむを得ず現状復旧する必要がある場合には、必要最小限の範囲内で認められます。ただし、単なる経年劣化や色合わせ等の理由で張り替えをすることは認められません。

Q2-12：既に工事業者等へ発注（契約）している場合も対象となるか。

対象外となります。必ず、交付決定後に契約、発注、支払をするよう注意してください。

Q2-13：なぜ、交付決定後でなければ契約や発注等を行ってはならないのか。

交付決定前に契約、発注等を行っていた場合で不交付となってしまった場合には、申請者に不利益が生じることが想定されますので、交付決定後に契約、発注等をしていただくよう定めています。

【3. 申請について】

Q3-1：1事業者当たりの申請回数に上限はあるか。

1事業者当たり1回限り（上限40万円）です。

Q3-2：周南市内に複数の事業所を有している中小企業だが、事業所ごとの申請は可能か。

事業所ごとの申請はできません。事業所の数によらず、1事業者につき1回限りの申請となります。ただし、複数の事業所に導入する場合や、1事業所に複数の設備を導入する場合に、1回の申請にまとめて提出していただくことは可能です。

Q3-3：購入のタイミングが異なる複数の補助対象設備を購入する予定だが、設備ごとに分けて申請をしたほうがよいか。

交付申請は同一事業者につき1回限りとしています。異なるタイミングで導入する場合であっても、まとめて申請してください。

Q3-4：申請は先着順か。

申請は先着順での受付となり、申請に必要な書類の全てが揃った時点で受付完了となります。

Q3-5：予算がなくなり、申請受付期間内に受付を終了する可能性はあるか。

申請期間内であっても、予算額に達した時点で受付を終了します。申請状況等を踏まえ、予算執行状況をホームページ等でお知らせする予定です。

Q3-6：補助金を申請するための各種提出書類はどこで入手できるか。

周南市ホームページから申請様式をダウンロードし、作成の上、全ての必要書類を揃えて申請してください。

Q3-7：申請内容に不備書類や不足書類があった場合はどうなるか。

申請書類に不備等があった場合は、正式な受付完了とはなりません。事務局から不備等に関する連絡をしますので、連絡を受けた場合は速やかに対応してください。不備等が解消された時点で、受付完了となります。

Q3-8：交付申請書等の申請者欄は本社の所在地を記載すればよいか。それとも補助対象事業を実施する事業所の所在地を記載すればよいか。

法人の代表者から申請を行っていただく必要があります。そのため、設備を導入する事業所とは別に本社等がある場合は、申請者欄に本社等の所在地や名称、代表者を記入してください。

なお、本社等とは別の事業所にて補助対象事業を実施する場合は、申請書(様式第1号)に事業所の所在地を記載していただく必要があります。

Q3-9：値引きがある場合は、どのように申請額を計算すればよいか。

値引きがある場合は、値引き後の金額から補助対象外経費を差し引いた額が補助対象経費となります。この補助対象経費に2分の1を乗じて得られた額（1,000円未満切捨て）が申請額となります。

Q3-10：提出書類にある、「更新設備が要件を満たしていることがわかる資料」とは。

「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金（C）指定設備導入事業」または「令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ⅲ）設備単位型」の補助対象一覧から申請したい設備を検索し、登録型番が記載されているページ画面を印刷したものを提出してください。

必ず「ユーティリティ設備」の「設備区分」を選択したうえで、その下の「メーカー名」「型番」などを入力してください。

Q3-11：事業を開始して間もないため、確定申告書類がない場合はどうすればよいか。

個人事業主の場合は、税務署に提出した「個人事業の開業届出書」を提出してください。（税務署の受付印があること。）

法人の場合は、法人登記簿謄本を提出してください。

Q3-12：現地調査を行うことはあるか。

必要に応じて現地調査を実施することがありますので、その際は当該調査に協力していただく必要があります。

Q3-13：補助対象事業はいつまでに完了する必要があるか。

交付決定日から令和6年12月27日（金）までに完了していただく必要があります。

これは工事を完了していただく期限ではなく、業者への支払等が終了し、本市への報告まで完了していただく期限です。

Q3-14：業者への支払はいつまでか。

令和6年12月27日（金）までにすべての支払を完了し、実績報告書を提出していただく必要があります。支払の完了とは、支払先が資金を受領した時点で完了となりますので、振り込み予約の段階は完了ではありません。

Q3-15：補助金の受け取り時期はいつか。

実績報告書を提出いただき、その後、必要に応じて確認検査を実施し、補助金額の確定をします。額確定通知書の受領後、交付請求書を提出していただき、審査完了後、おおむね3～4週間後を目途に指定口座へ振り込みます。

Q3-16：交付決定後に補助対象設備に変更が生じて問題ないか。

補助対象設備が変更になる場合は、事業の変更承認申請が必要ですので事務局に相談してください。補助対象経費が増えた場合でも補助金の上限額は交付決定額となること、経費が減少した場合はそれに伴い補助金額も減額することに留意してください。

Q3-17：交付決定後、追加で別の補助対象設備も更新することにしたが、変更承認申請により増額することは可能か。

交付決定後に補助金申請額を増額することはできません。1事業者につき1回限りの申請となりますので、慎重にご検討ください。複数の設備の更新を合わせて、交付申請していただくことが可能なので、まとめて申請してください。

Q3-18：交付決定後に補助事業の廃止をした場合、ペナルティはあるか。

補助金受領前の交付決定取り消しによる罰則等は原則ありませんが、本事業への参加に当たっては、事業完了までのスケジュール等を把握していただき、事業廃止等にならないよう、よく検討された上での申請をお願いします。

補助事業を中止する場合は、事業の廃止承認申請が必要ですので事務局に相談してください。

Q3-19：更新設備の見積書及び領収書の宛名は屋号でもよいか。《R6.4.22 追加》

見積書及び領収書の宛名については、法人は法人名または屋号、個人事業主は氏名または屋号としてください。（見積書と領収書の宛名は同一の名称とする。）

また、宛名が屋号の場合は、申請書の「屋号等」欄に記入をお願いします。

Q3-20：事業所平面図はどの程度のものが必要か。《R6.4.22 追加》

事業所の建設の際に作成された既存の平面図があれば、更新設備の場所に印を付けていただき、ご提出ください。

既存の平面図が無い場合は、エクセル・ワード・手書きで事務所の間取り（寸法は不要、事務所の建物が2階以上の場合は該当する階の間取りのみ）が分かる平面図を作成の上、更新設備の場所に印を付けていただき、ご提出ください。

Q3-21：更新前設備の写真の撮り方に指定はあるか。《R6.4.22 追加》

①更新前設備が入った設置場所（部屋）全体を撮影した写真、②更新前設備のみを撮影した写真、③事業所の外観を撮影した写真の3枚を提出してください。

なお、設備の型番等を写す必要はありません。

実績報告時にご提出いただく更新後設備の写真につきましても、同様に撮影してください。（実績報告時は③は不要）

Q3-22：法人登記簿謄本はいつまでに発行されたものを添付する必要があるか。《
R6.4.22 追加》

申請日から3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

【4. その他】

Q4-1：補助金は課税対象となるか。

原則、課税対象となります。詳細は税務署へお問い合わせください。

Q4-2：書類の記入内容に誤りがあった場合、どのように訂正すればよいか。

書類の記入内容に誤りがあった場合は、二重線を引き、代表者印を押印（又は代表者氏名の自署）の上、訂正してください。

なお、修正テープ等による修正につきましては認められませんので、ご注意ください。

【別表1】本体に含まれる範囲（Q2-9関係）

対象設備	種別	対象範囲
1. 高効率空調（エアコン等）	1-1. 電気式パッケージエアコン（業務用エアコン）	室外機、室内機、リモコン（集中リモコン含む）、パネル、全熱交換器
	1-2. ガスヒートポンプエアコン（※1）	室外機、室内機、リモコン（集中リモコン含む）、パネル、全熱交換器
	1-3. チリングユニット	チリングユニット本体（水循環ポンプ、水用ストレーナ、水用逆止弁、リモコン（延長コード等含む）等を含む）、全熱交換器
	1-4. 吸収式冷凍機	吸収式冷凍機本体、リモコン、全熱交換器
	1-5. ターボ冷凍機	ターボ冷凍機本体、リモコン、全熱交換器
2. 業務用給湯器	2-1. 業務用ヒートポンプ給湯器	ヒートポンプユニット、リモコン、給湯タンク設備（貯湯・給湯・膨張・バッファータンク）
	2-2. 潜熱回収型給湯器（ガス・石油）	給湯器本体、リモコン（連結配管含む）、給湯タンク設備（貯湯・給湯・膨張・バッファータンク）
3. 高性能ボイラ	3-1. 蒸気ボイラ	ボイラ本体（給水ポンプ、送風機、制御盤、主蒸気弁、安全弁、給水弁、燃料弁、ブロー弁、節炭器、空気予熱器を含む）
	3-2. 温水ボイラ	ボイラ本体（循環ポンプ、送風機、制御盤、給水弁、燃料弁、熱交換器、真空ポンプを含む）

対象設備	種別	対象範囲
4. 冷凍冷蔵設備	4-1. 電気冷蔵庫	冷蔵庫・冷凍冷蔵庫本体
	4-2. 電気冷凍庫	冷凍庫本体
	4-3. 冷凍機内臓形ショーケース	ショーケース本体
	4-4. コンデンシングユニット	コンデンシングユニット本体（圧縮ユニット、リモートコンデンサ含む）、冷凍機別置型ショーケース ^(※2)
	4-5. 冷凍冷蔵ユニット	クーリングユニット本体（庫外ユニット、庫内ユニット、コントローラ含む）
5. 制御機能付き LED 照明器具	5-1. 無線式調光制御設備	照明器具、リモコン、制御装置、センサー
	5-2. 有線式調光制御設備	照明器具、リモコン、制御装置、センサー
	5-3. 人感・明るさセンサ付調光制御設備	照明器具、リモコン、制御装置、センサー

※1…GHP チラーは水熱交換ユニットを含めて本体とし、対象範囲は GHP 及びチリングユニットに準じて適用する。

※2…経済産業省の「令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ⅲ）設備単位型」において、補助対象設備として登録、公表されている製品のみ、冷凍機別置型ショーケースも対象となります。